

## 平成28年度米子市地域福祉計画策定委員会議事録

平成29年3月21日 午後6時30分開会  
米子市役所402会議室

### 1 開会

### 2 福祉保健部長あいさつ

(齊下福祉保健部長)

みなさん、こんばんは。福祉保健部の齊下でございます。本日は、この遅い時間からの開会になりましたが、お忙しいところお出かけいただきまして、ありがとうございます。

この地域福祉計画は、平成18年度に第1期の計画を策定いたしまして、2期、3期と改定を経まして、現在、平成32年度までの第4期の計画が進行中でございます。計画ができてから長い時間が経っておりまして、社会情勢もいろいろと変化をしてきております。少子化や高齢化もますます進んできておりまして、核家族化ですとか、それに伴いまして、高齢者の方だけの世帯も増えております。子どもの虐待ですとか、貧困というようなニュースもいろいろ伝わってくるような時代になっております。また、災害も全国的に大きいものも起きておりまして、このあたりでも倉吉の地震があったり、先だって大雪が降ったりといったことがございました。そういうことがありますたびに、人同士のつながりですとか、地域がどうあるべきかということを個人的にも本当にいろいろ考えさせられるところでございます。

この地域福祉計画でございますけれども、住民の皆さんが住みなれたところで安心して暮らしていける、そういう地域をつくるための支えとなるものでなければならないと思っております。今日は28年度の報告をさせていただきますが、皆さんからいろいろなご意見をいただきまして、より良い、福祉計画に基づいた、いい米子の地域がつかれるように、我々も努めていきたいと思っております。本日はどうぞよろしく願いいたします。

### 3 委員の紹介

#### 4 事務局の紹介

#### 5 会議の成立宣言

委員15人中11人出席につき、米子市地域福祉計画策定委員会設置要綱第5条第3項に基づき、会議成立

#### 6 議題（1）委員長・副委員長の選出

（中本係長）

米子市地域福祉計画策定委員会設置要綱では、委員長が議長となると定められておりますが、このたび新たに委員を委嘱させていただいたことから、委員長が決まっておりませんので、委員長・副委員長の選出までは事務局の方から進行させていただきたいと思っております。

米子市地域福祉計画策定委員会設置要綱第4条第1項の規定により、当委員会には委員の互選により、委員長、副委員長を1名ずつ置くこととなっております。まず、どのような方法で選出すればよいか、皆様にお諮りしたいと存じますが、どなたかご意見ございますでしょうか。

無いようですので、事務局の方から提案をさせていただいてよろしいでしょうか。

（いいですとの声）

それでは、事務局の方から、委員長として、前回の委員長の松本眞委員、副委員長には学識経験者から吉岡伸一委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（異議なしとの声）

異議なしとのお声をいただきましたので、委員長は松本眞委員、副委員長は吉岡伸一委員に決定されました。

それでは、これ以降の議事の進行につきましては、松本委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

（松本委員長）

委員長を仰せつかりました松本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず地域福祉計画の7ページをご覧いただきたいと思っておりますが、ここの第4

節のところに書いてありますとおり、この委員会は、計画の進捗状況をチェックするという大きな役割があります。ということで、これから事務局の方から説明を受けますけれども、説明を受けていただいて、意見をたくさん頂戴できればと思いますので、最初に確認させていただきました。

それでは議事に入りたいと思います。議事の（２）第４期米子市地域福祉計画の平成２８年度の取組状況について、事務局から説明をお願いいたします。

（中本係長）

事務局からの説明の前に、会議の公開、非公開と議事録の関係で、米子市の審議会等の公開指針というものがございまして、原則会議は公開ということでさせていただきます。あわせて、本日の会議は全文議事録を作成させていただきます。ホームページに公開させていただくことについて、ご了解いただけますでしょうか。

（はいとの声）

## **７ 議題（２）第４期米子市地域福祉計画の平成２８年度の取組状況について**

（中本係長）

では資料について、山崎から説明させますが、本日お配りしております資料のうち、資料３で説明させていただきます。資料２の基本計画に係る市の取組状況表は、あくまでも各項目でどのようなことをしたか、数字的なものを表にさせていただいております。こちらの資料のことで質問等がございましたら後でお受けいたしますが、資料３の４つの重点項目についての取組状況を説明させていただき、ご審議のうえ、忌たんの無い意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（山崎主任）

では、私の方から説明をさせていただきます。資料の２３ページ、資料３と地域福祉計画をお持ちの方は、６３ページを合わせてご覧ください。

第４期米子市地域福祉計画では、重点的に取り組んでいく項目を４つ定めております。１つ目が地区版の地域福祉活動計画策定の推進、２つ目が災害時の要援護者避難支援の取組推進、３つ目が生活困窮者自立支援制度の取組推進、４つ目が地域包括ケアシステムの構築に向けた取組推進でございます。

これらの重点項目に関する市の取組状況について順番に説明をいたします。

まず、重点項目の1点目、地区版の地域福祉活動計画策定の推進についてですが、地区版地域福祉活動計画は、住民が主体となって、その地域の課題や解決方法、社会資源の活用などを話し合い、地域の福祉活動を実践していくための計画でございます。

米子市では、米子市社会福祉協議会に地域福祉コーディネート事業を委託しておりまして、市社協の地域福祉コーディネーターが各地区を訪問し、地区版地域福祉活動計画の啓発活動及び計画策定に向けての支援を行っています。計画は自治会単位で策定されており、今まで7地区で策定済みです。

現在は福生東地区と福生西地区で、計画策定に向けた話し合いを進めておられまして、住民へのアンケート調査を行っておられます。毎年度2地区ずつの計画策定を目標としておりますが、なかなか計画策定に結びついていないのが現状です。地域福祉活動に積極的で、意欲の高い自治会もあると聞いておりますので、我々も一緒になって、そういった自治会に声かけをしていきたいと考えております。

資料23ページの中段(1)に、すでに計画を策定済みの7地区について、計画策定後の現在の取組についてまとめていますので、ご確認ください。

資料25ページの中段(2)に、地域福祉活動計画に関連して、支え愛マップづくりの普及について記載しています。支え愛マップとは、災害時などに支援が必要な方の自宅、その方を支えている住民、行きつけの場所、避難場所などを地図に書き込み、平常時の住民相互による支え合いの福祉活動や交流活動を整理するものです。この支え愛マップは、今年の鳥取県中部地震においても、有効に活用されたとのことですので、引続きマップの作成推進に取り組んでいきたいと考えております。

なお、マップづくりに取り組まれる自治会に対して、県と市から半分ずつ補助金が出るのですが、県が補助金を28年度で終了する予定でしたので、合わせて市も補助金を終了させる予定でしたが、県が来年度からも補助額を半額にして補助金を継続される予定ですので、市も来年度は県と同額の補助金を支給することとしております。資料の26ページには地域福祉活動の啓発や支え愛マップの策定支援などの活動の記録を載せております。

続きまして、資料27ページ、重点項目2点目、災害時の要援護者避難支援の取組推進についてでございます。

米子市が策定しております災害時要援護者避難支援プランに基づき、災害発生時の避難行動に何らかの支援が必要な方（要支援者といいます）の状況把握と、その方の円滑な避難や早期の救助、その支援体制づくりを構築することとしております。

そこで、資料（１）の要援護者リストを作成して、平常時から要支援者の把握に努めております。このリストは、市内の要支援者を把握するため、特に支援が必要と考えられる高齢者と障がい者について、市が保有する情報を基に、作成するものです。作成されたリストは市役所内で保管され、災害時の避難支援に活用されます。リストに掲載する対象者は資料のとおりです。リスト登録者数は昨年１２月末時点で１７，６３２人です。さらにその後、県から国の指定難病の患者１，３７５人の情報提供を受け、リストに追加しております。

また、資料（２）の要援護者の登録を推進しております。

（１）の要援護者リストは災害発生時に消防や警察に提供されますが、個人情報保護の観点から、平常時は市の関係部署以外には情報提供されません。しかし、災害発生時に要支援者の避難支援や救助を速やかに行うためには、平常時から近隣住民や自治会組織等がその情報を共有し、災害に備えておく必要があります。

そこで、要支援者の方に、避難支援活動に必要な情報を記載した要援護者個別支援プランの作成と、その情報を自治会、自主防災組織、民生委員等に提供することに同意する災害時要援護登録をしてもらうものです。

情報の提供を承諾され、登録をしていただいた方は、昨年１２月末時点で、３，２５４人でございます。

登録に際しては、長寿社会課が市内全域を回りまして、公民館などで登録をお願いして、この数の登録をいただいたところです。

なお、難病患者につきまして、県から情報を提供していただきましたので、近いうちに登録勧奨を行う予定です。

また、自治会等への情報提供に承諾をいただいても、自治会の方でそれを受け取っていただかないといけないのですが、情報を受け取って、災害時に協力すると申し出ていただいている自治会数は昨年１２月末時点で２３７自治会でございます。登録にしても、情報を受け取っていただく自治会にしても、まだ増やせると思いますので、啓発活動を続けていきたいと考えております。

続きまして、資料２８ページ、重点項目３点目、生活困窮者自立支援制度の

取組推進についてでございます。

この制度は、生活困窮者自立支援法の施行に基づき、平成27年4月より実施されている支援制度です。この制度では、失業など様々な事情で困窮状態に陥っている方を対象に、自立に向けての相談支援等を実施することにより、自立の促進を図っていくことを目的としています。

法律では、市町村の必須事業とその他任意事業が定められております。

必須事業は、自立相談支援事業と、住居確保給付金事業の2事業で、両事業とも実施しています。

(1)の自立相談支援事業ですが、業務内容としては、資料にありますが、相談受付からアセスメント、自立支援計画策定その他訪問支援なども含め、幅広い活動となっております。米子市では、この事業を市社協に委託して実施しており、相談受付件数は、昨年4月から12月末までで、187件でございます。

(2)の住居確保給付金は、離職者であって、就労能力、就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している又は喪失の恐れのある方に対し、家賃相当の給付金を支給する事業です。市の福祉課におきまして相談受付、申請受付、申請後のフォローまでを行っておりまして、受付件数は昨年4月から12月末までで、10件でございます。

任意事業では、米子市では(3)の学習支援事業を実施しています。これは、貧困家庭で育った子どもが、十分な学習の環境が与えられないために、大人になっても満足な収入を得ることができず、貧困状態に陥ってしまう、いわゆる貧困の連鎖の防止を目的とした事業で、米子市では、ひとり親家庭の子どもの学習支援もセットで行っています。

具体的には、生活保護家庭やひとり親家庭の小学4年生から中学3年生を対象とした、こどもみらい塾を毎週土曜日にふれあいの里で開講し、学習支援員として、島根大学の学生や教員OBの方にボランティアとして参加していただき、学習支援を行っていただいております。単に学習面だけではなく、レクリエーションなどを通じて、社会性、生活習慣の獲得を目指したり、場合によっては子どもの悩み事を聞くといった、幅広い活動をしています。

登録児童数は、昨年12月末時点で小学生7人、中学生32人でございます。

その他、未実施の任意事業は資料29ページのとおりです。

未実施の事業についてですが、すでに実施している自立相談支援事業の中で助言・指導を行っていたり、ハローワークとの連携により実施しているものも

ありますので、今後の事業実施については、状況をみながら、慎重に研究していきたいと考えております。

最後に、資料30ページ、重点項目4点目、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組推進についてでございます。

誰もが住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるようにするために、日常生活圏域（中学校区）ごとに、医療、介護、住まい、生活支援、介護予防の五点を整え、地域住民のニーズや状況に応じた様々なサービスを切れ目なく、包括的に提供する取組を推進しています。

地域包括ケアシステムの構築に関連して、今年度米子市で取り組んだ主な内容について説明いたします。

まず、（１）地域ケア会議の実施についてでございます。

地域の住民、民生委員、事業者、関係機関等が参加する地域ケア会議であります、まちケア会議を開催して、地域ごとのニーズや課題の把握に努めています。

また、米子市全体の地域ケア会議で、学識経験者や関係機関の代表者等で構成する、がいなケア会議を平成28年3月に立ち上げ、まちケア会議から提出された、米子市における高齢者を取り巻く地域の課題等の解決策の検討や、地域ケアシステムの構築に必要なサービスの提供や事業所の設置について協議を行っていただいております。

まちケア会議は今年度12月末までに17回開催しておりまして、今年度末時点での開催回数は20回になる見込みです。がいなケア会議は昨年11月に1回開催しております。

次に、（２）医療・介護の連携に関する取組でございます。

県が作成されました、医療と介護を必要とする患者や家族が在宅生活で困らないよう、入院時から退院時までに必要な情報のやり取りに関するルールであります入退院調整ルールには、策定段階から参画しておりまして、現在は完成したルールの普及に努めています。

また、医師会との共催で、在宅医療推進フォーラムを10月に開催いたしました。そのほか、医師会と連携して、病気や事故、加齢などで、自分の意思を伝えられなくなった場合に備えて、希望する医療や介護などを書き記しておく、もしもの時の安心手帳を作成し、フォーラム参加者に配布いたしました。なお、相談窓口等でも随時お配りもしております。

また、西部圏域在宅医療・介護連携に係る意見交換会も開き、参加していません。

次に、(3) 認知症施策に関する取組でございます。

市内2地区におきまして、五千石地区と、住吉地区ですが、認知症行方不明者の搜索模擬訓練を自治会とともに実施し、地域の見守り体制の構築と確認に取り組みました。

また、一人でも多くの方に認知症サポーターになっていただくため、認知症サポーター養成講座を開催しています。なお、講座に5名以上集まれば講師を派遣しています。平成28年度は、12月末までで養成講座を46回開催し、延べ1,663人の方に参加していただきました。12月末時点のサポーター数は13,397人でございます。

認知症の方と介護者、地域住民などが、認知症に関する相談や、健康のことなど気になることについて気軽にお茶を飲みながら、話や相談ができる憩いの場でありますオレンジカフェを、社会福祉法人が独自に実施しておられるものも含めまして、市内10ヶ所に開設しています。資料にオレンジカフェの一覧を載せております。

次に、(4) 権利擁護に関わる人材育成に関する取組でございます。

成年後見制度に対するニーズの高まりを受け、成年後見業務について、弁護士や司法書士等の専門家だけではなく、一般市民の方にも市民後見人として活躍していただくべく、権利擁護ネットワークほうきに市民後見人の養成を委託しています。養成講座修了者につきましては、権利擁護ネットワークほうきの市民後見人社員として、成年後見業務に従事していただくほか、市社協の日常生活自立支援事業の支援員として活動していただいております。

また、市民後見制度の普及、啓発のため、市民後見フォーラムを先週の土曜日にふれあいの里で開催したところでございます。

次に、(5) 総合事業への移行に関してでございます。

介護保険法改正に伴い、平成28年4月から、それまで介護予防給付に位置づけられておりました訪問介護・通所介護サービスを、市町村主体の地域支援事業の中の介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業といいます)へ移行し、今まで全国一律の基準で行っていたサービスが、従前の介護予防事業と併せまして、市町村の裁量で展開できるようになりました。

総合事業の中の介護予防・生活支援サービス事業につきましては、先ほどの



訪問介護・通所介護サービスに加え、より自立を促進すべく、6ヶ月間の短期間で行われます通所型サービスCを実施しております。

また、地域の全ての高齢者を対象とする一般介護予防事業として、米子市で力を入れております事業は、資料31ページの①介護予防普及啓発事業、次のページの②地域介護予防活動支援事業、③地域リハビリテーション活動支援事業でございます。

最後に、(6)地域支援に関する取組でございます。

長寿社会課に生活支援コーディネーターを1名、市社協に地域福祉コーディネーターを1名配置し、地域の関係者同士のネットワークづくりを支援したり、地域のニーズと資源を把握し、それらのマッチングの支援を行ったりしています。そのほか、主な活動内容は資料で挙げているとおりです。

以上で説明を終わります。

(松本委員長)

ただ今、事務局の方から平成28年度の取組状況について説明をいただきました。皆さんからご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

(木村委員)

木村でございます。まず、地区版の地域福祉活動計画策定の推進ということではありますが、年間2地区の策定ということであるようですが、私は前回の委員会の質問の中で、高齢化が進む中で、もっとスピード化してくださいとお願いをしたと思います。にもかかわらず、2地区であっても満足にできていない状況であります。計画自体もたった2地区や3地区ではなく、29地区もあるわけで、地区によっては高齢化率も30パーセントを超えつつあるわけですから、危機感を持ちながら、進めていただきたいと思います。私は高齢者の代表として出ているわけですし、特にお願いを申し上げたいです。

それから、支え愛マップづくりの普及についても、28年度実績が3地区ということでありまして、助成金もいただいている中で、これについては地区社協が主体となると計画の中にあるわけですから、真しに受け止めていただいて、各地区の地区社協をもっと上手に指導していただきたい。災害時の支援協力についても、420自治会がある中で237自治会しかない。地区的に高齢化率を勘案しながら、必要性を説明して、本当に必要なところから順次ご指導をお

願いしたい。

また、生活困窮者支援制度の中の、自立相談支援事業については市社協に業務委託されていて、住居確保給付金は市の直営でやっているという状況ですが、市社協では委託経費がいくらで、何人でやっているのか、その辺の計算もしてみる必要があると思いますし、対象者が本当にありがたいサービスが受けられているかどうかというところをもう少し真剣に考えていただきたいと思います。必ずしも市の職員でなくてもよいわけですが、しっかり職員で対応していただいているかどうか、そのあたりのチェックを含めてお願いしたいと思います。

もう一点だけ、地域包括ケアシステムの構築についてですが、地域ケア会議の実施ということで、まちケア会議が17回、がいなケア会議が1回とありますが、どこでどういう会議が開かれたか、概要について、もう少し時間をかけて説明をしていただきたいと思います。

以上についてお願いいたします。

(松本委員長)

木村委員から4点ありましたが、これについて事務局からお答えいただきたいと思います。

(中本係長)

4点ご意見をいただきまして、まず、地区版の地域福祉活動計画と支え愛マップについては、今年度は、担当する我々は新設の課で、人員の問題もありまして、基本的に米子市社会福祉協議会を中心に進めていただき、会議に同席させてもらっているような状況でございました。けれども、木村委員のご指摘のとおり、我々自身も会議に出て行くだけでは数が増えるとは感じておりませんので、米子市社会福祉協議会とともに現場に入るといったようなことを29年度は実施していこうと考えております。具体的に言いますと、拠点が公民館になると思いますので、公民館に足を運ぶのは当然ですが、自治会自体の運営も困っておられるような状況で、なかなか意欲を持っていただくのが難しい状況ですので、計画などを策定する意義など、根本的なところから、地域に入っていて顔を突き合わせてお話をしていかなければならないと考えております。

次に、自立相談支援事業についてですが、平成29年度に関しては、現在業

務委託が2名体制のところ、3名に増員させていただき委託契約を行う方向で予算要求をしております、議決後は増員拡大となります。

地域ケア会議の内容については、長寿社会課からご説明をさせていただきます。

(河田係長)

長寿社会課の河田です。地域ケア会議の内容でございますが、まず、まちケア会議は各地域包括支援センターが主催をすることになっております。さらに実際のところは、生活支援コーディネーターであるとか、地域福祉コーディネーターであるとか、それらも関わりながら開催をしております。まちケア会議は、今年度は20回開催を予定しておりますが、27年度は15回開催をしております、今年度は多く開催することができたということでございます。ただ、地域というのは難しく、計画をしている包括支援センターでも、特に街なかですが、ご理解をいただいてからの開催でないと実のあるものになりませんので、実際のところ予定している回数がかつたかということになりますと、そうではない地区もございます。なお、がいなケア会議を11月に1回開催することができたことで、まちケア会議では解決ができなかった課題とか、地域包括支援センターが感じていること、又は、もっと小さなケースカンファレンスなどから出てきた課題を持ってあがって、問題解決や市の施策形成に向けて検討をいただいたところです。その結果、どういったところがかつたかということについては、結論には至っておりませんが、一つは、高齢者サロンの活性化が、高齢者の介護予防、生きがいづくり、その他いろいろな面で効果的ではないかという意見をいただきましたので、現在アンケートをふれあいきいきサロンや登録外のサロンで実施し、結果を集計中でございます。

(松本委員長)

ありがとうございました。ほかにご意見ありませんか。

(中村委員)

3つあります。1つは、要援護者リストの作成のところですが、災害時に非難支援に活用されるということですが、実際に災害が起こったときに、このリストに載っている人をどのように救助されるのでしょうか。

次に、要援護者登録制度で、要援護者個別支援プランの情報を自治会や民生委員、その他の避難支援者等に提供するとのことですが、提供先としてボランティアグループは考えておられるでしょうか。地震のときとか、手話や要約筆記ができるボランティアグループの方がたくさんおられるのですが、市から情報がもらえないのでサポートをしたくてもできないという声がずっとあがっています。

もう一つですが、認知症の方の支援についてです。この前、家の近くで少し認知症が入っておられる方が転んで怪我をされて血を流されていて、そこに通りかかった若いカップルの方が助けておられて、私も近くだったので出たのですが、住所を聞いても途中までしか分からなくて、連絡もできない。警察にも連絡されたのですが。そのとき、郵便局の車が通りかかって、何丁目の何とかさんですねと、家がわかりますから家族を呼んで来てあげますと言われて、すぐ呼んで来てくださったのです。郵便局の方はそういったことをよく把握しておられるので、タイアップ、連携をとっていくという方法もあるのではないのでしょうか。

(山崎主任)

まず、1点目、要援護者リストについてですが、災害時には、消防等にリストを提供しまして、支援が必要な方の把握、発見に活用していただくのですが、問題は、そういった方が見つかったとしても、避難所までどのように連れて行くのか、誰がそれをするのかということだと思います。市の方でも正直なところ、全員に対して救助に向かうということが現実的には困難だと思われれます。したがって、近くのお住まいの方などが、日ごろから、近くにどういった方がいらっしゃる、どのような支援が必要で、どこにお連れすればよいのかということ把握していただく必要があるかと思っています。そういった意味で、支え愛マップを作成していただいて、備えていただくといったことをお願いしているところでございます。

続きまして、要援護者登録制度につきまして、個別支援プランの提供先としてボランティアグループを想定しているかというご質問ですが、現在のところ、ボランティアグループは提供先としては想定しておりませんが、言われるとおり、知識や技術をお持ちの方が支援をされるのが望ましいですので、こちらとしても、今後研究が必要と思います。

次に認知症の方がアクシデントに遭われたときなどのために、郵便局と連携をとってはどうかということですが、郵便局の職員の方は、郵便を配達されたときに、例えば郵便物が溜まっていたりした場合に、声かけをしてみられたりという活動もしておられるということを知っています。大変有効とと思いましたので、参考にさせていただきたいと思います。

(河田係長)

ただいま山崎が説明した事項について、補足をさせていただきます。

転んで血が出て、誰かも分からないということで、本当に人命第一で考えなければならぬと思います。毎日、放送が流れない日は無いのではないかと思います。もう少し、行方不明者について頻りに放送が流れております。そこで、靴にはるシールで個人が特定できるように、人権への配慮のこととか、消費者被害に遭われないとか、考えあぐねている部分もありますが、取り組んでいきたいと考えております。具体的には、認知症で行方不明になる恐れのある方に関しまして、現在、市と米子警察署とが対応を協議中ですが、事前に登録していただく方法でスタートできないかと考えております。それから、郵便局とのタイアップに関しましては、県が策定しましたネットワークがあるのですけれども、タクシー業界などは取り決めをしておりますが、確かに郵便局というのも日々回っておられますので、連携をとっていただけるとと思います。

(松本委員長)

ありがとうございました。そのほか、ございませんか。

(吉岡副委員長)

要援護者リストについてですが、施設の方も対象になっているのかどうか。施設の中には、米子市以外の人が入っている場合もありますので、米子市民だけに限ってしまうと、難しい場合があるのかなと思います。

あと、多くは認定の高い人が受けていらっしゃいますけれども、例えば、特徴や特性に応じて、広報も含めて、実際にどのような支援が必要なのか、どういった困り感があるのかというところが、支援する人がわからないと、なかなか難しいと思います。

もうひとつ、医療機関や福祉機関との連携をしっかりとされておられるのか、

災害発生時には医療とか福祉関係のところセンターになってくると思いますが、そのあたりの対応がどうなのかというところですが、

要援護者の登録については、登録したくない人もいらっしゃる、十分伝わってなくてということがあるのかなと思います。

次に、認知症施策のところ、認知症模擬訓練が具体的にどのように行われたのか、模擬の認知症の方がそのような動き、動線があってというようなところを聞かせていただければと思います。ときどき放送は伝わってきますけれども、認知症の中でも、探し出して分かる人と対応が困難な人がおられて、私は分かりますと言われて納得してしまったら終わりかなとも思います。

最後に、市民後見人は、認知症だけではなく、精神や知的も含まれてきて、対応が難しいと思いますが、当面認知症の後見人を目指すものなのか、広くいろいろな方の後見人を目指すのか、そのあたりをお聞かせください。

(中本係長)

支援する人との連携とか、医療機関、福祉機関との連携がどうなっているかということですが、当然、要援護者登録制度は台帳をつくって終わりではなく、実際に災害が起こったときにどうするかというのが大事であるわけですから、医療機関、福祉機関とどんどん連携をとっていく必要があると考えております。あと、先ほどの木村委員からのご指摘と重複するとは思いますが、支援される側がどういうことを求めているのかということを含めて、地域や住民の声を直接我々が取りに行かないといけない、市の方から何かをくださいではなく、地域に入っていかなければならないと思っております。あと、この件に関しては、国も重要視しております福祉避難所との関連もあると思いますが、福祉避難所に対して市が本気でやろうと思った場合は、ものすごく人的にも金銭的にも、どこの自治体もそうでしょうが、莫大になると思いますので、その対応とともに、こちらと一緒に考えなければならぬと思っております。

(河田係長)

認知症の搜索模擬訓練に関してですけれども、認知症施策は長寿社会課の中で特に重要な取組項目に挙げております。地域包括ケアシステムを構築するにあたり、この訓練によって地域づくりが大きく前進をしているというような手ごたえがございます。地区の防災組織が立ち上がったり、2時間程度の模擬訓

練ではございますが、それをするまでに何回も夜出かけて行って、地域の方々と話し合いを重ねているというところが大きいと思います。なかなか受けていただける地区が少なく、平成23年から取り組んでおりますけれども、3年間連続でやっていただいた地区もありますが、まだ10に至らない状況です。具体的な動きですけれども、地区が広いので、何人か行方不明になる役の方に歩いていただき、地区で班を形成して捜すというもので、警察もパトカーで、また地区の消防団も一緒に捜していただき、地域ぐるみで取り組んでいただく事業になっております。

市民後見人の養成に関して、精神、知的障がいのある方の対応ということですが、65歳以上になりますと、高齢者の認知機能の低下という範ちゅうに含まれてきますが、昨年、障がいのある方の親御さんが法人後見を立ち上げられました。そのあたりも権利擁護ネットワークほうきがバックアップされておりますので、一步前進をしたのかなというふうに考えております。

(大橋課長)

成年後見制度について、ちょっと補足しますと、そもそも民法上の行為能力制限がかかる、物事がよくわからなくなった人が、法律行為を行って不利益を被らないためにつくられた制度でして、そういう意味では、先ほどの精神障がいをお持ちの方、知的障がいをお持ちの方も、その状況に応じては後見人が付くべきものと設定はされておりますけれども、例えば、知的障がい者の場合は、子どものころから家族の方がずっと面倒を見てこられて、契約概念をわざわざ持ち込まなくても、なんとなくうまくいっている、精神障がい者の方も、直ちに成年後見が必要ということではない、必要な人はいるでしょうけれども、ということがありますので、当面、高齢者の方から優先していこうということです。これは、事業者側のこともあります。事業者の方が契約で成り立っているものですから、認知症で独居の方などは、誰も代理ができず、契約関係が不安定になったら、市役所がお金を払ってくれないのではという心配もありまして、ここ数年成年後見が広まってきたようでございます。従いまして、先ほど河田が申し上げましたとおり、まずは高齢者の方から進んでやりたいと思っております。

(松本委員長)

ほかにありますか。

(木村委員)

31ページ(5)の総合事業への移行ですが、介護保険法の改正に伴い、今年4月1日から完全移行になると理解しておりますが、米子市は完全移行はできるのでしょうか。関連しまして、市が主体となって事業をやることになるわけですから、従来との税金の差、どれほど持ち出しが増えるのか減るのか、その辺をわかれば教えてください。

あと、自主防災組織の認知症訓練について、結成にかかる補助金もあるわけですから、もっと市が主導的に指導していただきたいです。結成もまだまだ自治会の1/3もできていないと思いますので、よろしく願いいたします。

(河田係長)

総合事業への完全移行についてですが、平成28年4月から完全移行しております。米子市は1年早く前倒しで実施いたしました。端的に言うと、今までのサービスが低下しないような移行の仕方をしたのですが、今後は多種多様なサービスの開発に主眼を置いて、現在ある資源も活用しながら取り組んでいかなければならないと考えておりました。今、ニーズ調査の用紙を発送するところでございます。そのデータを見極めながらサービスの開発に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

総合事業への移行による、市の負担の増減についてですが、通所型サービスCに関しては、短期集中予防のサービス内容を増やしておりますが、大きいのは、今まで包括払いと申しまして、週1回、月4回利用される方が、入院などいろいろな事情によって通えなかった場合に、実績払いを導入しました結果、事業者にはご迷惑をお掛けしているかもしれませんが、予算的には減となっております。

それから、認知症模擬訓練の自主防災組織の取組ですが、手を挙げていただく自治会があれば、市も積極的に出向いて行って、調整を図りたいと思っております。



(大橋課長)

自主防災組織の拡大のことですが、計画の24ページにも記載があります。担当課は防災安全課と書いてありますけれども、同じ市役所の中のことでございますので、木村委員がおっしゃったことは、防災安全課に伝えて、積極的に、一緒になってやらないかというような運動に取り組んでいくように努力をしたいと思います。最初にありました地区版地域福祉活動計画のスピード化も同じことです。私が担当してからこの地域福祉計画を見ているのですが、市役所の積極性があまり感じられない記述が多いものですから、自治会の組織の拡大、それから地区社協の活動強化、さらには米子市社会福祉協議会の活動強化に当たっても、別の組織だからと担当者が考えたかもしれませんが、ご指摘のとおり、私たち市役所の方が市民の皆様にお伝えするというのは、まさしくそのとおりだと思いますので、防災のことは防災安全課に強く申し伝えますし、私どもは、実際に地区に入って行って、一緒になって活動をしようという気持ちです。よろしくお願いします。

(木村委員)

実は私、公民館にいるとき、積極的に、規約のサンプルも作って、各自治会長会に出てお願いしていたこともあります。消極的な自治会もありますので、指導をしていただかないと、なかなか難しい面があると思います。よろしく願いいたします。

(松本委員長)

ほかにございますか。

無いようですので、私の方から。

米子市社会福祉協議会の田村さんがせっかく来ておられますので、地区版の地域福祉活動計画策定に深く関わっておられると思いますが、なかなか進まないということで、どういうところで苦労しておられるのか、披露していただけたらと思います。

(田村課長)

昨年度から2地区しかできていないのですが、手を挙げていただければ、しっかりと支援し、一緒に作り上げていくことはさせていただきます。そ

の後も、フォローアップとして、作られた地区が関わってほしいとなれば、我々はいろいろな情報を持っていますので、そういうものをフィードバックするということができるのですが、やはり手が挙がってきません。出られる方が毎回同じ方であったりするので、同じ会で、今日は計画づくりの話、今日は認知症の模擬訓練の話というようなことがあればいいなと思います。あと、私としては、やってくれる方をどうにか引っ張り込んで、少人数でもいいので、地区を盛り上げようという機運を高められたらと感じております。行政や公共性の高い米子市社会福祉協議会は全体を見てしまうのですが、我々は民間の社会福祉法人ですので、協力していただける方をピックアップして、それを地区や自治会にフィードバックしていくという手法を取っていかないといけないと思います。全員がいいよと行ってくれる時代ではないので、中本係長が言われたように、地域に出て行ってアンテナを張るというようなことをしていきたいと思っております。

(松本委員長)

ありがとうございました。要するに、共助をどうするかという話なのですね。公助の前に。

事務局に一点質問ですが、要援護者情報提供自治会数とありますが、これは自治会長に、私のところは受けていいよと承諾書を取られたところの数でしょうか。

(山崎主任)

そうです。

(松本委員長)

ということは、私のところはノーですよということになれば、それ以上進まないということですね。なかなか自治会長と言えどもいろんな考えの方がありますので、なかなか100パーセントというのは難しいのかなと思います。

それから、木村委員が言われた自主防災ですが、防災安全課で毎年研修会をされておられまして、できるだけ多くの人に参加してもらいたいということで働きかけておられますけども、なかなか地域に帰ってみると担い手が出てこないということで、難しい問題と思います。

(松本委員長)

ほかに何かご意見ありますでしょうか。

無いようです。皆さんいろいろなご意見を頂だいし、ありがとうございます。事務局はこの意見を反映していただき、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

## 8 その他

(松本委員長)

それでは、次第のその他に移ります。皆さんの方で何かございますか。

(池田委員)

子育てのことでもいいでしょうか。公民館での子育て応援日や、子育て支援センターに行っているのですが、お母さんたちの様子がこの10年ですごく変わっていると思います。この間、驚いたのが、境港の子育て支援センターひまわりというところがありまして、そこで節分の豆まきがあって、そこにたくさん米子から行っておられるそうです。なぜ境港まで行かなければならないかと思ったのです。鬼さんが出たら怖がったよねというような会話をしておられて。お母さんたちがイベント好きというか、行かれるのはいいですけど、私から見ると、親子が密着していないですね。一番大事な0、1、2歳の愛着ができるときに、なんか他人の子どもみたいな感じで。支援センターが悪いわけではないのですけれども、参加型で、自分たちが何かをするというのはすごく負担になると言われるのですね。だからお膳立てができていて、豆まきがあれば行って。支援センターのあそこはこんな遊びをした、こんなおもちゃがあってよかったとか言われます。私は、これからを担っていく子どもに危機感を感じるのですね。先日、地域で私が作った子育ての紙芝居をして、親子一緒に7組くらい来られたのですが、その中で、愛着のことや親子関係のことを話しても、全然知っておられないです。親子のふれあい遊びなども嫌いなお母さんもおられる。イベントは好きだけど、親子で向き合って何かするというのは、自分も子ども嫌いだからと。でも、そういう集団で遊ぶというのはお友達と関わったりするのに大事じゃないですか。集団が苦手になっていくので、そういう遊びは大事ですよとお話したら、そんな大事なものだったら、支援センターでこうい

う理由でするんだということを説明してほしいと言う方もおられる。あと、土曜日も子育て支援センターや保育園が開いていて、休む間がないというか、土曜日に先生向けの研修会を開いても参加者が少なくなった。今は子育て支援とか育児支援とか言いますが、私は療育という感じで、親御さんに意識を高めてもらうために、どのように職員の専門性を高めていけばいいのかということを考えています。自分も高齢になっているので、今日のお話を聞きながら、私にどのようなことができるのかということ考えたところです。

(中曾委員)

子育てについてですが、河崎地区が赤ちゃん訪問というのを始められて、とてもいい成果が上がっているのので、県地区でも始めました。民生委員と主任児童委員とが絵本を持って行って、お母さんと30分くらい話しますが、そこでいろいろな情報を提供し、そしてお母さん方の様子も見て、ちょっとお母さんが不安を持っておられると、保健師につないで、訪問されたときに自然に聞いてもらうようにして。8月から始めて、30件くらい、民生委員の方も絵本代とか相当な出費がありましたけども、これをずっと積み重ねると、いい関係ができて、お母さんとのつながりもできています。どこの地区も子育てサークルがありますので、月に2回、保育園と公民館でやっておりますけども、こういうのか増えてくるといいなと思います。

(池田委員)

いい取組ですね。県と河崎だけですか。

(中曾委員)

住吉もしておられます。また、子育てサークルに来られて、顔と名前が一致せずに困ったものですから、赤ちゃんとお母さんの写真を撮らせていただいています。児童委員と民生委員と総括の私と3枚、外には絶対出さないということで許可をもらって。小学校にあがるまで子どもの状況がわかります。市の保健師のところにチラシを持って行ってお願いしたり、保育園、公民館にもお願いしています。地区に回覧を回しましたら、それを見てお願いしたいというのがどんどん入ってきて、地区ととてもいい関係ができています。

お母さんの家で自然の酵母菌を使ってパン作りをするということで集まら

れたり、とてもいい関係ができるので、自治会単位でなくてもされたらいいと思います。

それから、先ほどの話で、手挙げしてほしいということがありましたけれど、うちの地区は地域福祉部というのを昨年度、地区社会福祉協議会の中につくりました。そして手挙げをして、11月19日に認知症の搜索模擬訓練をする計画を立てています。

(松本委員長)

貴重なお話をありがとうございました。高齢者中心の話ばかりしていましたが、計画でも地域における子育て支援の充実という項目も含まれておりますので、事務局も取り組んでいただければと思います。

(中曾委員)

それと、民生委員が高齢者実態調査を行うときに、要援護者の登録をされませんかというのを出示してくださって、それで登録していただいて、今があると思います。今年度調査を行いますので、また活用されてもいいと思います。

(松本委員長)

長時間に渡りまして、貴重な意見ありがとうございました。では本日の委員会はこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。